

障害者(児)のための

手当制度

制度の必要な手続きはそれぞれ異なります。詳しくはお問い合わせください。

▼福祉課

☎23局 4654 FAX 23局 3545

田原市障害者手当

【対象】

田原市に住所があり、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを所持している方

【支給月日】

(申請月の翌月から支給)

7・11・3月の25日(原則)

■身体障害者手帳

区分	支給額
1級	6,000円
2級	5,000円
3級	4,000円
4級	1,200円
5級	1,000円
6級	800円

■療育手帳

区分	支給額
A判定	6,000円
B判定	1,500円
C判定	1,000円

■精神障害者保健福祉手帳

区分	支給額
1級	6,000円
2級	2,000円
3級	1,000円

愛知県在宅重度障害者手当

【対象】

次のいずれかに該当する方

- ・1～2級の身体障害者手帳所持者
- ・A判定(I・Q35以下)の療育手帳所持者
- ・3級の身体障害者手帳とB判定(I・Q50以下)の療育手帳所持者
- ※施設入所者・65歳以上で新たに障害者となられた方は対象外となります。

【支給月日】

(申請月の翌月から支給)

4・8・12月の25日(原則)

【支給額】

(月額)

区分	支給額
1種	16,100円
2種	7,000円

※所得により支給制限があります。

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

障害児福祉手当

【対象】

次のすべてに該当する方

- ・20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常に介護を必要とする方
- ・障害を支給理由とした年金を受けていない方
- ・施設に入所していない方

【支給月日】

(申請月の翌月から支給)

5・8・11・2月の10日(原則)

【支給額】

(月額)

区分	支給額
A種	21,490円
B種	15,490円
C種	14,330円

※所得により支給制限があります。

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

特別障害者手当

【対象】

次のすべてに該当する方

- ・20歳以上で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常に特別な介護を必要とする方
- ・施設に入所していない方

区分	支給額
A種	33,430円
B種	27,430円
C種	26,340円

※所得により支給制限があります。

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

- ・継続して3か月以上の入院をしていない方

【支給月日】

(申請月の翌月から支給)

5・8・11・2月の10日(原則)

【支給額】

(月額)

特別児童扶養手当

【対象】

重度または中度の心身障害児(20歳未満)を監護・養育している方

【支給月日】

(申請月の翌月から支給)

4・8・11月の11日(原則)

【支給額】

(月額)

区分	支給額
重度	50,550円
中度	33,670円

※所得により支給制限があります

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

◆児童扶養手当などの現況届

児童扶養手当・愛知県遺児手当・田原市遺児手当の受給者の方に、現況届・所得状況届についての通知を8月初めに郵送します。詳しくは、おしらせ13頁または通知をご覧ください。